平成２３年（フ）第１３１号
愛知県豊橋市中郷町17番地２　302、従前の住所愛知県豊橋市錦町206番地
債務者　間瀬田美智子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１４５号
愛知県豊川市東豊町３丁目168番地
債務者　高尾　誉代
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１４６号
愛知県豊橋市老津町字池上286番地の１５―306
債務者　高木まり子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第２５９号
新潟県燕市吉田栄町22番７号、住民票上の住所新潟県燕市吉田栄町22番14号
破産者　竹野　信雄
1　主文　当裁判所が平成23年５月25日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「新潟県燕市吉田栄町22番17号、住民票上の住所新潟県燕市吉田栄町22番14号」とあるを「新潟県燕市吉田栄町22番７号、住民票上の住所新潟県燕市吉田栄町22番14号」と更正する。
2　決定年月日　平成23年６月13日
新潟地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１８９号
愛媛県四国中央市土居町土居1214番地７
破産者　株式会社秋山興業
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１６号
秋田県にかほ市両前寺字山田下14番地
破産者　かねこ株式会社
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第１０５７号
横浜市青葉区市ケ尾町631番地１
破産者　株式会社カードッグ
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３１号
大阪府岸和田市摩湯町636番地
破産者　有限会社サンライト
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１３５１号
東京都中野区上鷺宮１丁目15番14号
破産者　西武商事株式会社
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８６９号
東京都府中市本宿町２丁目５番地の７
破産者　信越建設工業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７５３号
京都市伏見区桃山町金井戸島２番地17
破産者　株式会社エフテクノ
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
沖縄県うるま市字平良川197番地　美川マンションⅢ307
破産者　山里　清美
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成１９年（フ）第２３５号
群馬県渋川市赤城町津久田277―13、開始決定時の住所群馬県渋川市赤城町津久田2165番地
破産者　茂木　弘己
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第８７号
愛媛県四国中央市川之江町2275番地の２
破産者　石村　光雄
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１９０号
愛媛県四国中央市豊岡町長田311番地３、住民票上の住所愛媛県新居浜市中西町４番49号
破産者　秋山　　剛
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２５２号
北海道苫小牧市光洋町１丁目17番５号、開始決定時の住所北海道苫小牧市日吉町４丁目６番15号
破産者　千葉　敏昭
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部